

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 29 年 10 月 10 日 13 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について

議案第 5 号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	11名
欠席	1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	欠
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長	加来 孝幸
係長	湯越 恵子
	仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成29年10月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 13時00分 開会を宣言する。本日の議事録署名委員10番我毛真一委員と、11番竹中博藤委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。3件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から3を議案書をもとに朗読」全件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 通り番1についてご説明いたします。

通り番1について、譲渡人の[]は耕作管理ができないということで譲受人[]が購入し耕作するとの事です。場所は、大分製紙工場の海側方面にある農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

3番委員発言 通り番2についてご説明いたします。

通り番2について、譲渡人の[]は、耕作管理ができないということで譲受人[]が購入し耕作するとの事です。場所は豊前病院の北側200m付近の農地で、この辺を[]が耕作している農地があるとの事です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3

10番委員発言 通り番3についてご説明いたします。

通り番3について、譲渡人の[]は[]に在住であり、耕作管理ができないという事で譲受人の[]に贈与するとの事です。[]と[]は兄弟であり、アメリカに持分放棄の制度が無いため贈与として行うとの事です。場所は新町団地の東側です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

8番委員発言 譲受人と譲渡人の経営面積が同じですがどうしてですか。

局長 譲受人と譲渡人は兄弟で同じ世帯台帳であり、もともと4分の3を譲受人が所有、4分の1を譲渡人が所有していて今回の贈与ですべて譲受人の所有となります。

議長 何かございませんか。

5番委員発言 譲受人が[]に在住だがどのように管理をするのですか。

局長 耕作可能な農地については貸借で管理を行っています。貸借が不可能なその他の農地についてですが、草刈りはシルバー人材センター等に依頼し自身で管理を行っています。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から3号について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、申請人の[]は、露天駐車場及び進入路の用地として利用するとの事です。場所は豊前市の三楽池付近です。孫と共有するとの事で特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

8番委員発言 この農地も持分2分の1であるが、残りはどうなるのですか。

局長 残り2分の1は5条で別の方に売買し共有することになります。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1、2

12番委員発言 許可申請の通り番1、2を続けて説明いたします。
通り番1について、譲渡人の[]は[]に在住であり、譲受人の[]は不動産業をしております。譲受人は今回農地を購入し事務所を移転設置するとの事です。場所は国道より県道中畑・八屋線を南側に向かって鳥越のミサワホームの住宅街の奥になります。

通り番2について、譲受人の[]が譲渡人の[]の農地を購入しグループホームを建築するとの事です。場所は[]が事務所を移転設置する農地の隣接地です。特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番1及び2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3、4

6番委員発言 許可申請の通り番3、4について説明いたします。

通り番3について、譲渡人の[]と譲受人の[]は、親族関係にあり祖父である[]の農地を購入し自己住宅を新築するとの事です。

続けて通り番4について4条でもご説明しましたが、[]の農地を[]が購入し露天駐車場及び進入路の用地として持分2分の1で共有するとの事です。特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番3及び4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

2番委員発言 許可申請の通り番5について説明いたします。

通り番5について、譲渡人[]の農地を譲受人の[]が購入し自己住宅を新築するとの事です。場所は清原神社の付近の丸山記念館の裏の農地です。関係書類も添付されており特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議案第4号 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について何かございませんか。無いようでございますので議案第4号のについて原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとの事ですので、議案第4号については原案通り可決いたします。

議長 議案第5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。何かございませんか。

事務局 議案第5号について説明致します。登記地目が原野及び雑種地であるため農業委員の意見は無しとしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第5号農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって10月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
13時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 29 年 10 月 25 日

議長 松本克己 

10番委員 我毛真一 

11番委員 竹中勝一 



— 三 —